

文化施設の感染症防止対策事業(補助金)

よくあるお問い合わせ:

2020/05/29 更新

【補助事業者】

Q: 申請の際の事業名称は、施設の名称+感染症防止対策事業との表記か。

A: (公立の場合は条例上の) 施設の正式名称+感染症防止対策事業と記載ください。

Q: 申請は施設の設置者又は管理者の何れでも可となっておりますが、注意点は?

A: 補助事業者であって、事業の契約者となりますので、実績報告書提出後の支払先が申請者宛の口座となります。途中での支払先の変更はできません。

Q: 自治体が申請する場合、設置した複数の施設を一括して申請することは可能ですか。

A: 施設毎に申請書を作成してください。

Q: 自治体が申請する場合、交付要望書の様式5の補助事業者の概要は自治体の概要ですか。様式5については、「①名称等」は交付要望書(様式1)と同一、「④設置者又は管理者」については、該当する区分とし、それ以外の欄については各施設の概要を記載ください。但し、「③役職員」で施設の役職員に監査担当者及び経理担当者がいない場合は、設置者又は管理者の監査担当者及び経理担当者を記載ください。

Q: 劇場、音楽堂等となっておりますが、以前にコンサート等の開催実績のある青少年センター(会館)、隣保センター(会館)、勤労福祉センター(会館)、文学館、図書館、映画館、体育施設(ドーム球場等)、水族館、郷土館、観光施設は対象となりますか。

A: 基本的には、劇場・音楽堂等とはみなされず、対象外となります。

但し、客席100席以上のホールを備えており、運営に係る人的体制があり、その創意と知見をもって、多様な実演芸術の公演等を継続的に実施し、一般公衆に鑑賞させている場合には対象となります。※

また、劇場、音楽堂等ではなく、博物館施設に該当する場合は博物館の設置者又は管理者として補助事業者となります。

※例: 神奈川県青少年センターのように主に舞台芸術事業を実施している場合。

Q: コンサート事業を行っていますがライブハウスは対象となりますか。

A: 会場で飲食を伴う演奏公演を主とするライブハウスは対象外です。

【補助対象事業】

Q：感染防止事業と環境整備事業を（合算の上限内で）、別々の補助事業者（設置自治体と指定管理者）から申請できますか。

A：同一の補助事業者からの申請となります。

Q：感染防止事業と空調設備の改修事業を、別々の補助事業者（設置自治体と指定管理者）から申請できますか。

A：別々の補助事業者からの申請が可能です。

【感染防止事業】

Q：赤外線カメラ装置等の確保については、原則リースとなっていますが、リースが困難な事情がある場合の記載とは、どのようなものが必要ですか。

A：事業の主旨・目的が「再開にあたって必要となる感染症予防等」を図ることから、再開時に必要となる感染防止に資する装置等について、施設規模や用途等を勘案して選択していただき、再開に沿った調達可能時期も踏まえて、確保を検討ください。

その際に、リースやレンタルより購入が安価な場合や必要となる機能が備わった装置がない、調達が間に合わない等、複数社を検討したがリースやレンタルでは事業の主旨・目的の達成がかなわない場合には購入を検討し、その具体的な検討理由を記載し、理由が客観的に確認できる見積書等の根拠書類を添付ください。

但し、各装置が100万円を超える場合の購入は、原則として同等装置での複数の見積書が必要となります。また、1通しか提出できない場合、具体的な提出できないことの理由書が必要となります。

Q：赤外線カメラ装置等の確保については、原則リースとなっていますが、購入可能となる目安の価格設定はありますか。

A：募集案内にあるように、リースよりも購入した方が安価な場合やリースすることが困難な事情がある場合において購入することが可能となります。購入に係る具体的な価格設定はありません。マスクや消毒液等の消耗品は購入となり、継続的に使用可能で備品として管理するものは、原則リースとの区分けとなります。

【業務再開に伴う環境整備事業】

Q：施設に大小のホールがあり再開時期が異なります。それぞれに時期をずらして特別清掃を行うことはできますか。

A：それぞれ実施期間（1月未満）内であれば可能です。但し、再開に伴う特別清掃であり、公演毎に実施する複数回の清掃は対象となりません。

【空調設備の改修事業】

Q：改修工事ではなく、既存設備のオーバーホールは対象となりますか。

A：既存設備であれば対象となります。

Q：コロナウイルス感染症に伴う休館以前より空調設備の改修が予定されていましたが、対象となりますか。

A：対象となります。改修工事が補助対象期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日）内に終わるなど、募集案内に示した要件を満たすことは必要となりますが、既存の空調設備の改修であっても、感染症対策に資するものであれば対象となります。

Q：換気のため新たに窓を設置する（穴を空ける）工事は対象となりますか。

A：既存の空調設備の改修が対象なので対象にはなりません。

Q：既存の窓へ換気扇の設置や排気ダクトの設置は対象となりますか。

A：単独での新たな空調設備の設置だけでは対象となりません。但し、他の空調設備の更新等を含めた総合的な改修の一部であれば対象となります。

Q：改修した空調設備は、その後何年間取り壊せない等の規定はありますか。

A：財務省令上、空調設備は処分制限期間として13年を想定しています。

【補助対象期間】

Q：空調設備の改修事業は、期間として年度内となっていますが、実施報告書の提出は4月以降でも認められますか。

A：空調設備の改修事業は、補助対象期間の令和2年4月1日から令和3年2月28日の年度内としておりますので、空調設備の改修事業の実施報告書は、3月上旬を目処に提出ください（2月28日までの工事完了が対象となります）。